

2016年4月21日

ラオス民法関連法の実施状況に関する現地調査報告

松尾 弘＝深沢 瞳

I はじめに

II 調査結果

1. ラオス弁護士会
2. ヴィエンチャン首都裁判所——家事部・民事部
3. ヴィエンチャン首都裁判所——商事部・労働部
4. ラオス国立大学法政治学部・日本法センター
5. 法律事務所
6. 内務局
7. 補論：開発エリアについて

III 総括と展望

I はじめに

2016年3月28日から30日にかけて、ラオス・ヴィエンチャンにおいて、弁護士会、裁判所、内務局、大学、法律事務所等を対象にして、ラオス民法およびその関連法令の実施状況に関する現地調査（以下、本調査という）を行った。

本調査は、比較的安定した政治状況の下で、経済成長が著しいインドシナ諸国を（ベトナム、ラオス、カンボジア）を対象にして、民法をはじめとする基本法令の整備およびその実施による法改革が、経済・政治の状況からどのような影響を受けているか、また、反対に、そうした法改革がこれら諸国の経済・政治の動きにどのような形で作用し、コントロールしているか、そして、それを通じて民事基本法令を基盤とする法改革が、インクルーシブな社会の発展にどのように寄与しうるかを明らかにするための開発法学的研究の一環である。

本調査に際しては、調査先のアレンジ、調査への協力・同行等につき、ベトナム法整備支援プロジェクト・オフィスのA氏、B氏、C氏、D氏、E氏、F氏から、格別のご高配をいただいた。記して謝意を表する次第である。

## II 調査結果

### 1. ラオス弁護士会

#### (1) 調査概要

2016年3月28日(月)14時から15時30分まで、ラオス弁護士会(以下、LBAという)で行われた。LBAはヴィエンチャン首都裁判所4階にオフィスを確保している。ラオス側の説明は、X氏ほか1名によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳、Cが参加し、通訳はG氏によって行われた。

#### (2) 弁護士資格の取得要件

ラオス弁護士会は1989年3月に設立されているが、それ以前には、弁護士制度は存在しなかった。弁護士会設立以降、法学部卒業者が、司法省から弁護士に任命される仕組みであったが、当時弁護士は4人しかいなかった。1991年には司法省から任命された弁護士が10人となり、研修生は11人であった。それから、研究生が徐々に成長していった。弁護士会設立当時に研修の対象者となった者は、書記官をリタイアした者など司法関係業務に携わっていた人である。当初、大学卒業は弁護士になるための要件ではなく、法的知識を持っている人が対象であった。法律知識に差はあったが、研修修了者は任命の対象となった。しかし、その後、弁護士資格に条件を設ける必要があると認識するようになり、法学士を弁護士資格取得要件にした。2011年に制定された弁護士法では、明文上、法学士の資格を弁護士資格取得の要件にしているが、それ以前から大学の卒業資格は要件となっている。

現在、国立司法研修所(National Institute of Justice 以下NIJという)への入所資格と弁護士資格取得要件の不一致が課題となっている。ラオスでは、裁判官、検察官、弁護士への任命希望者はNIJで研修を受けなければならない。ただ、NIJへは、大学を卒業していなかったとしても入所できる。そのため、学部を卒業していなかったとしても、弁護士研修は受けられることになる。現在、大学を卒業していない修了生の取り扱いが問題となっており、ラオス弁護士会と司法省との間で議論があった。2つの方法が提案され、1つは法律の規定を適用しないというものであった。しかし、弁護士会は、弁護士のアシスタントとして働き、大学卒業程度の研修を受け、大学を卒業した場合、弁護士になれると

いう方法を現在は選択している。なお、大学卒業程度の研修を受けた場合、大学卒業資格を取得できるわけではないと強調された。カリキュラムが通常の研修と違っているようである。現在、この問題についての解決策が決定していないため、複雑な部分があるとのことである。現在、NIJの修了生の第1期生がいる。弁護士の定員は70名くらいであるため、それくらいの人数を任命できるとの話があった。

また、大学卒業程度の研修プログラムを設置する場合、予算の問題がある。JICA等の国際援助機関からの支援の要望があった。

### (3) その他の課題

弁護士倫理が挙げられた。弁護士の質に関わる問題であり、重視しなければ将来、弁護士のなり手がなくなる可能性もあるとの意見があった。弁護士会としては、倫理研修を開きたいようである。しかし、予算の関係上難しいようである。日本を始めとする国際援助機関から、支援があれば良いとの要望があった。

### (4) 弁護士の数について

弁護士会は強制加入制である。現在、ラオス全土で206名の弁護士が登録されている。

### (5) 弁護士の主要な業務について

一般民事、刑事、渉外関係など幅広い分野が業務の対象となっている。それぞれの分野を専門的に扱う弁護士の比率について質問をしたところ、明確なデータはないとの回答があった。弁護士の数が少ないため、統計等のデータは取っていないとのことである。ラオスでは、弁護士事務所を開設した場合、民事、刑事、渉外関係を区別せず、業務を行うことができる。全ての分野を取り扱っているとの認識のようである。

ラオスの弁護士が行う業務の中心は主に2つある。1つは企業の顧問弁護士として、企業内で働くことである。この場合、具体的にはコンサル業務が中心である。もう1つは公判である。弁護士によって異なるが、例えば週の3日間はコンサル業務をし、残りの日数を法廷活動に充てるというように、両方をやる弁護士もいるようである。

弁護士としての働き方には、企業内の顧問弁護士として働く場合と事務所を開設し働く場合の2つがある。もっとも、民間企業と協力して働く場合、最低2人の弁護士が必要である。外国人弁護士と協力して事務所を開設することもできるが、この場合、外国人弁護

士には弁護士資格が必要である。外国人弁護士と連携した場合、外国人弁護士はラオス法のアドバイスをすることができない。ラオス法についてアドバイスできるのはラオス人弁護士だけである。

#### (6) 弁護士会について

ラオスには 18 の県があるが、全ての県に弁護士会が設置されているわけではない。また、弁護士会に所属する 206 名の弁護士のほとんどは首都ヴィエンチャンで活動している。ヴィエンチャン以外で弁護士会を設置しているのは、カンムアン、チャンパサック、サバナケート、ルアンパバーンである。もっとも、地方の場合弁護士がいたとしても 2、3 人である。多くても 4 人であり、10 人はいかないと説明があった。

弁護士が地方にいない理由について質問したところ、地方では法律知識が不足しているため、村落調停で事件が終了してしまう場合が多いようである。また、地方の場合、経済発展が進んでいないこともある。また、弁護士が必要な場合であっても、地方では、弁護士にお金を使いたくないという風潮もある。これらは弁護士の仕事がないことの主な理由である。地方では、刑事事件であっても弁護士不在のまま裁判をしてしまうという問題もあるとの説明があった。

なお、訪問前に日本弁護士会や愛知弁護士会からの訪問があった。この時、206 名いる弁護士のうち 100 名は弁護士として働いていないとの話があったため、100 名は何をしているのか質問をした。これに対して、登録した弁護士の仕事や業務内容について把握はしておらず、今後弁護士の活動を把握していく予定であるとの説明があった。また、法律上、弁護士会が仕事を弁護士に斡旋することは要求されていないとの補足があった。



写真 1 ラオス弁護士会、ラオス弁護士会はフランスの支援を受けている（写真右）

## (7) 法律扶助制度について

### ①地方における法律扶助機関の現状について

現在、弁護士会は法律扶助支援に取り組んでいる。ヴィエンチャン以外での法律扶助制度について質問をしたところ、現在はヴィエンチャンにのみ法律扶助機関が設置されている。地方に設置されていない理由について質問したところ、以前は The Asian Foundation の支援により、様々な県に法律扶助施設が設けられていたものの、無償で活動しなければならず、弁護士の収入確保に大きな問題があったようである。弁護士は食べていけないため、地方へ行きたがらず、各県に法律扶助機関を設置するということは現実的ではなかったという説明があった。

また、ヴィエンチャンにある法律扶助機関のできる業務範囲は法律事項についての助言に限られており、公判で訴訟活動することまではできないとの説明があった。

### ②ヴィエンチャンでの法律扶助業務の内容について

2年前にも、法律扶助機関の援助はあったが、援助資金の提供が途中で止まったため、中止したという背景がある。現在、ヴィエンチャンでの法律扶助は The Asian Foundation の支援の元行われているが、開始からまだ1ヶ月しか経っていない。持ち込まれる法律相談の内容は、①家事、②契約、③土地関係、④離婚、⑤相続、⑥売買などである。民事事件を中心に2、3名の相談がある。刑事事件の場合、地方の政府機関が市民に対して不利益な扱いがあった場合、どうすればいいかというような相談がある。不利益な取り扱いの具体例としては、冤罪が挙げられた。例えば、刑法犯に該当するとして、逮捕されたが、必要な取り調べや捜査などが行われないうまま逮捕するようなケースが具体例として挙げた。

もう1つの不利益な取り扱いの例として、土地の明渡請求した事案における判決の執行に関する相談例も紹介された。具体的には、夫婦が夫の母親が所有する土地上に家を建て居住していたが、離婚したため、元義母が離婚後も建物に居住する元妻に対して土地の明渡しを請求した。元妻は転居先が見つからないため、居住していたが、判決の執行により建物が建て壊された。住居を失った元妻からどうすればいいかという相談があったと説明があった。

なお、法律扶助に関して、マニュアル等はなく、それぞれの弁護士が経験に基づいて行っているようである。

法律扶助は経済的弱者などに対してなされるが、外国とは違う課題があることが説明さ

れた。例えば、ラオスでは国からの予算の割り当て設備等の支援がないようである。弁護士会としては、法律扶助を行なっていきたいが、支援がなければできないという課題がある。なお、2017年で The Asian Foundation の支援は終了するため、支援の継続を The Asian Foundation を始めとする支援機関に要請しているとのことである。

また、シェンクワン県において、法律扶助制度の支援が USAID との支援の元で始まったという新聞報道があったため、弁護士会として関わりがあるのか質問をした。これについては、地方機関の理解が進んでいないため、まだ活動が始まっていないという説明があった。援助は来ているものの、司法省で止まっているようである。弁護士の活動にまで回ってきていないとの説明があった。



写真 2 法律扶助制度のポスター。ラオスの法的紛争をイラスト入りで紹介している（写真右）

#### （8）非弁活動について

非弁活動は多いと説明があった。「偽物の弁護士」を意味する「タネ」（造語）という言葉が非弁に相当する。ただ、ラオスでは非弁活動は禁止されていないため対策はないようである。例えば、民事訴訟手続および刑事訴訟手続共に、利益を保護する者（親など）は法律相談などができる。

#### （9）法学教育との関係

NIJ のカリキュラムの中に、弁護士の仕事内容についての科目がある。そういった科目を通じて、弁護士が社会に対してどういう役割を担っているのか教育活動を行っている。

## (10) 小括

弁護士会からの聞き取りを通じて、ラオスの法制度の現状と課題を知ることができた。現在、弁護士会が直面する大きな課題として資金不足があることが分かった。そのためなのか、自分達の本来の業務以外の活動については消極的な反応があった。例えば、現在ラオスでは民法典の起草作業が進んでおり、近い将来制定される見込みである。制定後の民法典の普及活動について協力を要請したが、「本来の業務ではないが、情報があればやっていきたい」とのコメントに留まり、反応は消極的であった。法律相談や法律扶助制度など、弁護士が担う法的サービスの範囲は幅広く、今後民法典を始めとする法律制度の発展を進めていく上で、弁護士や弁護士会を含めた支援について検討する余地がある。

また、ヴィエンチャンを中心とする都市部と地方では法的サービスに差があることも分かった。弁護士会からの説明では、地方では法的サービスのニーズが少ないため、法律扶助サービスが定着しなかったという説明がなされた。ただ、法律サービスに対する潜在的なニーズが全くないのかという点までは明らかではない。また、ラオスは経済発展を進めるために、地方にも経済開発特区を設置し、海外からの投資を積極的に呼び込んでいる。将来的には、地方でも経済発展が進むことが予想され、それに伴い、法的紛争が起こるであろう。地方における法制度の実態についても継続的な調査が必要である。

## 2. ヴィエンチャン首都裁判所——家事部・民事部

### (1) 調査概要

2016年3月29日(月)9時から11時30分まで、ヴィエンチャン首都裁判所2階にある同裁判所副所長室において、インタビュー調査を行った。Y1氏(家事部長。女性)、Y2氏(民事部長。女性)、Y3氏(民事部判事)、Y4氏(副所長)によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳、Bが参加し、通訳はFによって行われた。



写真 3 ヴィエンチャン首都裁判所

### (2) 裁判所の組織

ヴィエンチャン首都裁判所には、所長 1 名、副所長 4 名（現在 3 名。家事・民事・商事担当、刑事担当、行政担当）を含め、36 名の裁判官がおり、うち 9 名が女性裁判官である。ほかに判事補、テクニカル・スタッフ（後に、判事補を経て裁判間に任官する予定の者）、書記官らがいる。

同裁判所には、刑事部、民事部、労働部、商事部、家事部、少年部の 6 部が存在する。

### (3) 裁判所の管轄

裁判所法の規定に従い、訴額が 3 億キープ以下の民事事件、家事事件、少年事件の第 1 審は地区裁判所（ヴィエンチャン首都裁判所管轄内に 4 つ存在する）の管轄である。その結果、ヴィエンチャン首都裁判所は、訴額が 3 億キープを超える民事事件、および地区裁判所からの控訴事件を審理する管轄権をもつ。



写真 4 裁判所内にある書類提出窓口の様子



#### (4) 事件の概要

裁判所書記官が取りまとめた事件統計によれば、2016年2月15日～3月15日では、係属中の民事事件は125件あり、地区裁判所からの控訴によるものが66件である。新規に受理した第1審民事事件は12件、地区裁判所からの新たに受理した控訴事件が8件、終了した民事事件は9件であり、却下が1件、確定判決が3件であった。今月中に8控訴事件が終了する見込みである<sup>1</sup>。

#### (5) 家事事件

家事事件に関しては、事件数は増加している。多い順に、①離婚事件、②離婚に伴う財産分与事件、③子の監護に関する事件（民訴法により、両親のいない未成年者は、7歳になるまで母親の親権に服する〔民訴法7〕）、④婚姻申込みの効力をめぐる事件、⑤婚前交渉をめぐる事件であった。

#### (6) 民事事件

民事事件に関しては、多い順に、①土地所有権をめぐる事件（境界紛争を含む）、②金銭消費貸借をめぐる事件、③遺産分割をめぐる事件である。

このうち、土地所有権をめぐる事件としては、以下のような事案がある。

Aが沢山の土地区画に対する土地使用権をもっていた。そのうちの1区画で、Bがその土地の境界を越境してAB間の紛争が生じた。その一因は、ABの保有する土地権原証書（隣地との境界が記載されている）が、測量技術がまだ十分に発達していなかった頃の記載に基づくものであったことによる。こうした場合、裁判所としては当事者に追加的な証拠を出すように要請し、さらにそれでは不十分であると判断したときは、判決を下す前に、自ら土地を調査することもある。

金銭消費貸借をめぐる紛争は、2つのタイプに分かれる。

第1に、債務者（借主）が利息および元本を返済しない場合である。

第2に、債務者（借主）が利息および元本を返済し、担保として提供していた財産（譲渡担保であると思われる）の返還を請求する場合である。

第1類型の紛争においては、法令の規定（国立商業銀行の貸出金利。例えば、12%）よりも高利の利息の支払が約定されていたが、債務者がその支払を拒むことが争いの発端に

---

<sup>1</sup> 司法統計に関しては、最高裁判所が年次報告書を刊行している。

なることが多い。裁判所としては、「契約自由が原則である」が、契約内容およびそこにおける利率を確認し、法令規定に照らしたうえで、まずは裁判上の和解を勧告する。債権者・債務者ともに和解案を受け容れれば、和解が成立し、その後債務者が任意に履行しなければ、債権者は司法省の判決執行局に強制執行を申し立てることになる。反対に、和解が成立しなければ、訴訟手続が継続する。その場合、契約担保履行法に基づき、契約内容をチェックし、何時どのような契約をし、利息をすでにいくら支払ったかを確認して、利息の再計算を行う。その結果、利息の支払に不足分がない場合は、債権者の請求を棄却する（なお、支払済利息は、たとえ法令規定による利息を上回っていたとしても、遡及して返還する必要はないものとして扱われている）。これに対し、利息に不足分がある場合は、執行が必要と考えられる場合の1.5%の執行費用を加えた額について<sup>2</sup>、請求を認容する。

不法行為をめぐる訴訟事件は、交通事故等が増えているにもかかわらず、あまり多くない。理由としては、①当事者間の和解によって解決されることが多いこと、②不法行為が犯罪に該当する場合、刑事事件の解決手続の中で、刑罰に加え、被害者に対する損害賠償の額が計算され、判決に含められる（この場合、事件数としては1件の刑事事件として、統計上処理される。もっとも、損害賠償請求は、事件の審理が終結してから、1か月以内に申し立てなければならない<sup>3</sup>）こと、③保険制度が発達してきていること等が考えられる。

#### （7）和解の利用

裁判上の和解による紛争解決は、けっして多くない。2014年～2015年には和解による紛争解決は、家事事件における離婚訴訟では、和解による解決は1件もなかった。もっとも、その背景事情として、離婚訴訟（その多くが妻から夫に対する離婚請求の事件である）に至るには、村落調停を経なければならず、最低3か月間経っても調停が成立しない場合でなければ、訴訟提起ができない仕組みになっていることが挙げられる。さらに、訴訟提起後も、裁判所は離婚判決をする前にさらに3か月間は調停を試みることになっている。このように調停の余地がなくなった事件が裁判所に持ち込まれているという事情が、和解が少ない理由の1つとして考慮されなければならない。

もっとも、遺産分割をめぐる事件では、和解による解決が可能であると思われる。例えば、共同相続人である5人の子どものうち、2人が遺産である土地の分割を希望し、土地を占有する2人は土地の分割を望まない場合（残りの1人は相続を放棄したということか）

<sup>2</sup> これについては、最高裁のガイドラインがある。

<sup>3</sup> これに関しては、刑事訴訟法16条参照。

において、和解を試みるときは、家族関係を良好に保つための手段としての慣習（法）ないし固有の法による解決を提案し、人々を「教育する」ことによる問題解決を試みている。その結果、占有している2人の相続人にはより多くの部分を、占有していない2人の相続人にはより少ない部分を分割するといったように、形式的な平等によらない分割を提案することがある。

概して、和解に関しては、紛争事件の数が増えているにもかかわらず、和解による紛争解決の数は減っている傾向にある。その理由として、①前述した村落調停における調停前置という手続的事情のほか、②裁判官の和解技術の未成熟、③両当事者が弁護士を雇って争う事件が増えてきたために、相互に引っ込みがつかなくなり、和解が難しくなった（ある事件では、和解に応じて事件を解決して弁護士を、依頼者が後になって「なぜ和解に応じたのか」と問責して訴えた事件もある）という指摘があったことが興味深い。さらに、ラオスに特有の事情として、④多民族性についても言及された。和解による紛争解決で用いられる慣習法（慣習的ルール）に関しても、ヴィエンチャン県でさえ多様である。例えば、ヴィエンチャン県には9つの郡があるが、複数の民族グループ（主流派ラオトゥン族）に分かれており、相互に異なるルールに関しては、自己主張も強固である<sup>4</sup>。

#### （8）事件処理に係る時間

民事訴訟法は、第1審は9か月以内に処理すべきことを規定している。その期間内に手続を完結できる見込みがないときは、裁判所長に3か月の追加期間（控訴事件の場合は4か月の追加期間）を申請しなければならない。それでも手続を完了できる見込みがないときは、さらに追加期間の申請が行われる。実際には、多くの事件が9か月以内に処理されている。

所定の期間内に手続を完結できない理由としては、①裁判所の呼出しに対して当事者が対応しない場合、②証拠の照会に対して関係する部門の役所（の公務員）が協力的でない場合（この照会に3、4か月かかることもある）、③土地紛争のように現地調査を行い、必要な書類を整えるのに2か月程度かかる場合、④金銭消費貸借の事件で、被告が借金の証書のサインは自分のものではないと主張し、鑑定に時間を要する場合等がある。

#### （9）再審

---

<sup>4</sup> ラオスにおいては訴訟上の和解の成立が困難であるという特色については、法律事務所でのインタビュー調査（後述5）でも指摘された。

再審が行われることもある。その例として、判決が確定し、執行をしたところ、例えば、被告から原告に引き渡されるべき土地に多数の第三者がおり、すでに建物を建てて利用しているといった場合がある。その時点で、実際の実事関係が、判決で確定された事実関係と異なっていたことが判明したということのようである。

#### (11) 訴訟費用

訴訟費用については、例えば、AがBに1万ドルの金銭を貸し付けたが返済されないの  
で提訴した事件を例にとると、原告Aは20万キープを寄託し、Aが勝訴した場合、敗訴  
した当事者Bが訴額の2%を訴訟費用として支払う。さらに、裁判所による証拠収集のた  
めに費用がかかることもある。

Aの請求が8000ドルの範囲で認められた場合（2000ドルは返した、元々8000ドルし  
か借りていない等）、Aは2000ドルの2%を、Bは8000ドルの2%を支払うことになる。

原告Aが合理的な証拠を提出せずに敗訴した場合、訴えを取り下げた場合は、訴額の2%  
をAが支払う。

#### (12) 裁判官の待遇

裁判官の給与は、副所長の場合で、基本給が月額約200ドルである。

給与については、最高裁の規則があるが、基本的に学歴と勤務年数によって決まる。裁  
判所には、裁判官、判事補、テクニカル・アシスタント、書記官（裁判所事務官）がいる  
が、シニアの書記官（裁判所事務官）の給与が裁判官より高いこともある。

現在、最高裁が、判事補とテクニカル・アシスタントについての給与の規則を策定中  
である。

給与の決定要因の1つとしての学歴に関する現在のポリシーは、ディプロマ（大学入学  
資格）4-1、学士4-2、修士4-3、博士4-5からそれぞれスタートしている。テクニカル・  
アシスタントの場合は、2年ごとに昇進し（例えば、4-2からスタートした学士は、2年ご  
とに4-3、4-4と昇進する）、5年目に裁判官になる。

将来は、5年ごとに昇進する（例えば、4-2からスタートした学士は、5年後に4-7にな  
る等）ことを計画している。

#### (13) 人事異動・配置転換（転勤）

裁判官の定期的な配置転換（転勤）はこれまでのところ行われていない。定期的な配置転換（転勤）を予定していないことは、国会から発出される辞令に、「ヴィエンチャン首都裁判所判事」と書いてあることにも表れている。

もともと、刑事部の裁判官が民事部に異動することはあった。また、最高裁からヴィエンチャン首都裁判所に転勤した例（アクソンシン氏もその例）もある。

裁判所内部での配置転換は、ヴィエンチャン首都裁判所の場合は、3年ごとに定期的に行われている。ヴィエンチャン首都裁判所としては、配置転換の計画を策定し、裁判所に提出する予定である。

裁判所法によれば、上級裁判所は地区裁判所の裁判官を1年間雇うことができる。地区裁判所の裁判官は、ヴィエンチャン首都裁判所に3か月間勤務することができる。

裁判所規則によれば、地区裁判所のシニア裁判官は、ヴィエンチャン首都裁判所の裁判官になることができるとされているが、現在のところその例はない。

ヴィエンチャン首都裁判所の裁判官が高裁や最高裁の裁判官になることは、極めて稀である。反対に、最高裁からヴィエンチャン首都裁判所に異動したケースはある。

#### (14) 小括

頻発する事件類型としては、家事事件に関しては離婚や子の監護をめぐる紛争、民事事件に関しては土地紛争と金銭消費貸借をめぐる紛争が多いことが確認された。これらは、経済活動が活発化し、私的利益をめぐる利害対立が増している状況の変化を窺わせる。

その一方で、不法行為訴訟がさほど多くないことが印象的であった。和解や保険による解決が示唆されていたが、実際の損失負担がどうなっているかについては、さらに調査が必要である。

また、和解の利用が多くないことも特徴的である。理由の1つは、一定の事件が村落調停前置の仕組みをとっていることにもよるが、もう1つの理由として、いったん訴訟になったからには後に引かない姿勢がみられるという傾向も興味深い。

裁判所の仕組みに関しては、裁判所間での定期的な配置転換（転勤）がないことも特徴的であり、今後の制度変化が注目される点である。また、裁判官の待遇が一般公務員と横並びである点についても、同様である。

### 3. ヴィエンチャン首都裁判所——商事部・労働部

## (1) 調査概要

2016年3月30日(月)9時から11時30分まで、ヴィエンチャン首都裁判所2階にある同裁判所副所長室において、インタビュー調査を行った。ラオス側は、Z1氏(商事部長。男性)、Z2氏(労働部副部長。男性)、Z3氏(労働部判事)が対応した。日本側は、松尾弘、深沢瞳、Bが参加し、通訳はFによって行われた。

## (2) 商事事件

事件数について、2015年度(2014年9月16日～2015年9月15日)で、79件の商事事件があった。2件は和解が成立し、取り下げられた。13件は訴訟上の和解が成立した。31件については判決が下された。5件は裁判所が命令を出した。1件は管轄権外として却下した。59件が解決に至り、23件が係属中である。

2016年度(2015年9月16日～2016年3月15日)には、すでに59件がヴィエンチャン首都裁判所に訴訟提起されている。その中では、ロシアとの事件が増えている。また、ASEAN 共同体(AEC)がスタートし、経済活動が一層活発になったことも影響しているかも知れない。2016年度は、7件棄却、9件和解成立、9件審理終了、49件が係属中である。

なお、経済紛争解決センターの仲裁判断によって解決した事件が5件ある。仲裁判断の承認を求めて申請があった。うち1件は仲裁決定前の和解が成立した。

経済活動の活発化に伴い、倒産をめぐる争いは生じているかとの質問に対し、倒産事件は商事部に提起されることになっているが、倒産事件の提訴はこれまでないとのことであった。

会社関係の事件では、コンセッションの増加に伴い、コンセッションの付与やその効果をめぐる紛争の増加が予想されたが、コンセッションをめぐる紛争はまだ裁判所に提起されていないとのことである。その理由について尋ねたところ、行政組織で解決されているのではないかという回答であった。

ちなみに、コンセッションをめぐる事件は、裁判所に提訴されるとすれば、現時点では民事部であろうが<sup>5</sup>、将来は行政部(行政裁判所)の創設を最高裁が考えている。

外国企業の投資許可をめぐる争いはどこで扱うか(ヴィエンチャン首都裁判所の6部のうち、どれかに当てはまるか)については、明確な回答はなかった。事件例として、ASEM 会議の際に外国からの賓客の宿泊施設として建設され、その後一般に売り出された住宅地

---

<sup>5</sup> 民事訴訟法 32 条によれば民事部か。

(いわゆる ASEM 村) のプロジェクトで、ディベロッパーが開発のために 50 年間の使用権を政府から取得して住宅開発を行い、販売したが、その際に、買主は建物に対する権利だけでなく、土地の権原もあると主張して争いになっている。和解の最中であると聞いているとの回答であった。

典型的な商事紛争としては、――

①銀行と顧客とのローン契約をめぐる紛争が最も多い。銀行融資を受けるには、事業計画を銀行に提出して融資を受ける必要がある等、より複雑な手続が必要である。多くの場合は、銀行が原告となって借主に返済を請求するパターンの事件である。裁判所としては、通常は和解を試みたかどうかを確認する。借主が返済もしないし、担保の処分にも同意しないことから、紛争になることが多い。これは担保権の実行としての競売の手続がないことによるか。

②National Bank を通じ、政府から業務許可を得た金融機関とのローン契約や、個人間の貸し借りでは、契約文書がなく、口約束で行われることがある。文書で契約する場合でも、簡易なものであることもある。そうした場合に、契約内容をめぐって争いになる。額はさほど多くない買もある。

金銭消費貸借に関して、ヴィエンチャン首都裁判所にはこの半年で 2 件の事件が提起されている。1 件は借主が原告となったものである。借主は、家族事業を経営するために、ノンバンクから繰り返し融資を受けていた。すでに一部支払って、また別の貸付けを受けていた。家族経営事業がうまくゆかず、元本を先に返して、利息の支払をストップしてほしいとして、借主が訴えたものである。この事件は係属中である。

他の 1 件は、貸主が原告となり、借主に返済を請求したものである。

最近、最近ではノンバンクによる貸付けの事件が増えている。例えば、A はレクサスを 15 万ドルで買うことにし、すでに 4 万 5000 ドルを売主に支払った。残額を支払うために、ノンバンク (ラオ Asian Financial Lease: AFL) から 10 万 5000 ドルを借りた。売主に対しては AFL が立替払いした。A と AFL との貸付契約では、A が 3 回続けてローンを不払いすると、AFL が競売できるとの条項が付されていた。レクサスの登録名義は AFL になっていた。A が 3 回連続して約定どおりにローンを支払わなかったことから、AFL がこのレクサスを 1 万 9000 ドルで競売に付した。A は、これはローン元本をカバーしていない価格であり、自分に知らせずにレクサスを競売したとして、B を訴えて 4 万 5000 ドルの返還を請求したものである。このようにノンバンクが間に入って自動車の購入をあっせん

し、ローン提携販売の形で自動車を購入する（ノンバンクの所有権留保が付されている）という形態の自動車販売が増えている。これによれば、最初に自動車価格の約 20%を支払って車に乗れることになる（自動車は、融資者であるインドチャイナ銀行等のノンバンクの名義とされており、ローン完済時に買主名義に移転する）。ラオスで自動車（高級車もしばしばある）が急速に増えている背景には、このような販売形態の普及があるものとみられる。

共同事業（組合）をめぐる事件もある。多くが木材事業に関わる小企業において、収益の分配をめぐる紛争である。利益分配の合意（50 対 50, 60 対 40, 70 対 30 など）がある場合において、共同事業者の 1 人が損失を承認したときに、他の共同事業者の責任はどうか問題になった。その際、費用を先に控除するかどうかをめぐっても争われた。また、木材協同事業で A は資金を提供し、B は労務を提供したが、B は他人物木材を買い、A を騙した。A は B を何度も用いていた。A は B を刑事事件で訴えることはせずに、提供した資金の返還を求めて B を訴えたものである。

国家の許可をもらった会社（組合）の場合で、持分権者同士が、誰が会社の経営者 (director) であるか、経営権の所在をめぐる争いも提起されている。

商事売買の事件は、数は少ない。法人間の売買で、買主は代金を支払ったが、売主が目的物を引き渡さないという事件などがある。

なお、知的財産関係については経験がないので、取り扱うことができない。

### （3）労働事件

Z2 氏（労働部判事）による説明があった。労働部はヴィエンチャン首都裁判所の一部であり、第 1 審・控訴審を扱うが、国家の共産党の指導の下にある。共産党のアドバイスに従うというのは、裁判所の先例に従うという意味である。これは裁判所の構造の問題である。共産党が裁判所の人員をモニターしている。

事件数としては、2014 年度～2016 年度において、第 1 審はゼロ、控訴審は 4 件であった。うち 3 件は解決し、1 件は係属中である。事件の内容は、以下のとおりである。

①ある会社に労働者（原告）が長年勤めていて、毎年賃金が昇給しており、慣例によれば部長になれると期待していたが、合理的な理由なしに部長にはなれず、上司は経済的理由を根拠に、昇給も昇進もさせなかった。地位に応じて決まっていた賃金よりも少ない賃金しか支払われず、公平でないとして会社を訴えたものである。原告は会社を退職した。



判決は、労働法に従って算定された賃金の支払いを会社に命じた（原告勝訴）。

②ある会社に労働者（原告）が長年勤めた後に、年金（退職金）が支払われなかった。当該会社は定款で年金を定めており、勤続年数に応じて支払うものとされていた。和解は成立しなかった。判決は、定款に従い、勤続年数によって計算された年金の支払を認めた（原告勝訴）。ちなみに、労働法は、3年以上の勤続者には年金（退職金）の支払を定めている。

過去の事件としては、以下のような例もある。

また、3、4年前に民事部に継続した事件として、砂糖工場（パクサーン。オーナーはタイ人）の事業がうまくゆかなくなり、100人以上の労働者に賃金を支払えなかったので、労働者が賃金の支払いを求めて訴えた事件があった（支配人は賃金不払を知っていた）。その当時は労働部がなかったので、民事部が判決を下した。工場に賃金全額の支払を命じ、労働者が全面勝訴した。

また、インドシナ・キャッサバ製粉会社が倒産しそうになり、銀行が貸付金の返済を求めて工場を訴え、商事部に継続した事件がある。記録を調べたところ、労働者に対しては未払賃金が、キャッサバの耕作者に対しては約束していた支払がされていないことが判明した。

労働紛争に関しては、調停組織として、工場・会社の中の労働委員会、郡レベルの労働委員会（大衆組織・商工組合も参加する）がある。調停組織の調停が不調の場合は、労働調停があり、それでも調停不調の場合は、訴えの提起が可能である（調停前置主義）。

解雇をめぐる争いは多いかとの質問に対しては、そうした事件は裁判所では聞いたことがないとの回答であった。

最低賃金をめぐって争いはあるかとの質問に対しては、そうした事件は裁判所には提訴されていないとの回答であった。

男女差別（定年、給与、昇進、異動、雇用）をめぐる紛争は裁判所に提訴されているかとの問いに対しては、聞いたことがないとの回答であった。

#### （4）小括

商事事件に関しては、担保物の売却をめぐる事件、ノンバンクが介在するローン提携販売をめぐる事件（これは民事事件〔ないし消費者問題〕とも解される）、共同事業をめぐる収益の分配や損失の分担、経営権の所在をめぐる紛争等、経済状況を反映した事件が多い

印象がある。

その際、貸金の返済が一部滞った場合に、弁済の充当をめぐり、実体法上の規準が明確でないために紛争になっているケースも看守される。実体法上の規準が不明確であることに起因する紛争としては、建物を販売した場合の土地に対する権利の有無や内容をめぐる紛争についても同様である。

一方、労働事件の提訴件数が少ないことも印象的であった。これも調停前置の制度が存在することが理由の1つであると考えられる。もっとも、解雇、最低賃金、男女間格差をめぐる紛争が提訴されていないことも注目される。その背景および実態については、さらに調査が必要である。

#### 4 ラオス国立大学法政治学部・日本法センター

##### (1) 調査概要

2016年3月29日(火)14時から16時00分まで、ラオス国立大学法政治学部で行われた。ラオス側の説明は、ラオス国立大学法政治学部学部長 W 氏によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳が参加し、通訳は S 氏によって行われた。

##### (2) 法政治学部の概要

###### (i) 法政治学部について

法政治学部は4年制であり、5つの学科—①民法学科、②刑法学科、③ビジネス法学科、④国際関係法学科、⑤政治学科—がある。定員は各学科それぞれ60人であり、全学科合わせた定員は300人である。今年度の入学者は226人であった。定員に満たない理由として、①私立大学の合格発表のほうが早く、既に入学手続を済ませてしまっている、②ラオス国立大学の他学部に進学を決めてしまう、③地方の学生のために優先枠を設けているが、それが埋まらない、④中国やベトナムなど他国の奨学金に合格し、そちらに留学してしまうなどが挙げられた。現在、1501人が在学中である。なお、ラオスの大学の新学期は10月からである。

地方出身者のために法政治学部の隣に寮が設置されている。ラオス国立大学のメインキャンパス近くにも寮は設置されているが、約12キロ離れているため、法政治学部の学生で入寮している学生はいない。寮の定員は400人であるが、入寮しているのは200人である。なお、他県からの学生が優先的に入寮できる。ヴィエンチャン首都の学生は入寮でき

ないと説明があった。

(ii) 大学院について

大学院（修士）は2年制である。学生が大学院進学を希望する場合、平均して3以上のGPAが必要である。GPA3以下で大学院進学を希望する場合、3年間の実務経験が必要である。大学院には、①法学コース、②ビジネス法コース、③フランス語による国際法のコース、④政治（行政学）コースの4つのコースがある。それぞれ定員は20名である。年に2回、3月と10月に募集をする。なお、ラオス国立大学法政治学部が法学修士課程を設置してから、まだ4期目である。これまで、120人（うち29人が女性）が卒業し、122人（うち49人が女性）が在学中である。

(3) 法政治学部のカリキュラムについて

(i) 履修科目について

科目全体の系列として、①法律の一般知識（民法の基礎知識や刑法の基礎知識など）、②社会と法律、③司法関係機関、④国際関係、⑤語学がある。学科の中で科目の選択はできない。

刑法学科を例に具体的な説明があった。1年生の場合、前期には、憲法一般Ⅰ、刑法一般Ⅰ、民法一般Ⅰ、国家と法、ローマ法、外国語Ⅰなどを必修科目として履修する。後期には、一般科目のⅡ、司法関係機関、心理学、法哲学、論理学、人権基礎、外国語Ⅱなどを必修科目として履修する。1年生の必修科目は他の学科も同じである。2年生から専門的になってくる。2年生は、刑法一般Ⅲ、民法の督促、家族法、投資法などを履修する<sup>6</sup>。

また、10日間の軍事教練がある。校内で行われるが、最終日のみ射撃訓練があるため、軍の施設に実習に行く。

もっとも、学科内で履修する科目にそれほど差があるわけではない。決定的な違いは卒業論文のテーマが学科ごとに違う点と教員である。

(ii) 卒業論文について

最近では書かない学生もいる。また、大学の方針として、GPAが2.5以下の学生には書かせないようである。卒業論文を書かなかつたとしても卒業はできるが、卒業論文を書いた場合、論文の単位が授与される。大学院（修士過程）に進学したい場合、重要となる。

(iii) 教科書や判例集について

---

<sup>6</sup>後日、民法学科の履修科目についての補足情報があった。刑法学科の学生の必修科目は民法学科の履修案内にも記載されており、履修科目に差はなかった。

ラオス国立大学はスウェーデンの国際援助機関 SIDA の支援を受け、教科書等の印刷支援を受けた過去がある。教科書のうち 3 分の 2 は揃っており、校内の販売所で売っている。また、CD 版の教科書もある。

外国の有名な法律の本の翻訳があるか質問をしたところ、外国人の本が翻訳されたことはない、見たことがないとの回答があった。かつて、業務マニュアル等の作成支援があった際、外国の制度が紹介されたと説明された。翻訳資料としてあるものは、JICA の成果物くらいのものである。なお、JICA の成果物は役に立っているとのコメントがあった。

#### (4) 卒業生の数と進路について

今年度の卒業生は 500 人である。以前は入学者数が多かったこと、今年度はラオスの大学が 5 年生だった時代の最後の 5 年生が卒業したため、卒業生の数が多いと説明があった。学生の数が少なくなっている背景には、ラオス政府の政策転換が挙げられた。現在は学生の量より、その質に重きを置いているようである。入学者のうち、90 パーセントは卒業する。卒業できない理由としては、①欠席数の多さ、②成績の問題、③自主退学などが挙げられた。

卒業後の進路は、NIJ や公務員（一般公務員や法務関係）が多い。逆に民間企業や弁護士などの希望者は少ないとの説明があった。もっとも、法務系分野の公務員として働くためには、NIJ への入所および内部試験があるため、門戸は狭いようである。弁護士はなりやすい傾向にあるが、裁判所や検察での勤務は難関のようである。

#### (4) 日本法教育センターでの講義

聞き取り調査後、日本法教育センターの 1 年生を対象に日本の近代化をテーマに出張講義を行った。また、事前にラオスの法学教育や日本法の学習についてアンケートを行った。



写真 5 日本法教育センターでの講義の様子

(5) 小括

今回の訪問を通じて、ラオスの法学教育の一端を知ることができた。もっとも、今回は入学者数や卒業生の進路、カリキュラムの概要など、概括的な内容にとどまり、実質的な中身について継続調査が必要である。ラオス国立大学日本法教育センター出張講義を行った際、アンケートを行ったが、1年生だったため、実際の授業についての要望などについて具体的な指摘はあまりなかった。授業見学や上級生への聞き取りが必要である。

5 法律事務所

(1) 調査概要

2016年3月29日(火)16時30分から18時まで、P法律事務所で行われた。ラオス側の説明は、V弁護士によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳が参加した。なお、聞き取りは英語によって行われた。

(2) 事務所の専門分野について

専門分野は、企業法務や訴訟による紛争の解決である。訴訟では、商事および民事がある。

(i) 商事事件

商事分野では、株式に関する紛争や消費貸借が挙げられた。株式に関する紛争の具体例

として、株式の譲渡や新株予約権の譲渡が挙げられた。例えば、株主が他社に株式を1億ドルで譲渡すると、他の株主に通知していたところ、実際の譲渡契約では5500万ドルで処分されていたという事案がある。それを知らなかった株主が譲渡に反対し、争いになっているようである。

消費貸借契約の場合、債務者が銀行に対して債務不履行に陥ることで紛争化しているようである。もっとも、銀行は担保から債権を回収することができる。

#### (ii) 民事事件

最近、V弁護士が関わっている土地の所有権を巡る紛争が紹介された。

Aが外国人Xとの間で土地を購入するために消費貸借契約を締結した。土地はB（ブローカー）がCから取得し、Bは取得した所有権をAに移転するというスキームであった。土地の売買代金はAがXから融資された金をBに支払ったのではなく、Xが直接Cに支払ったという特徴がある。BがAに土地の所有権を移転しなかったため、AがBを訴えたという事案である。Aは購入資金がXからCに直接支払われていたとしても、それはXA間の消費貸借契約に由来するため、土地の所有権はAに帰属すると主張している。これに対して、Bは土地はB名義で登記されているため、自分に所有権があると主張している。

Aは土地に関連した事業でXからの融資を返済しようと考えていたため、Bを訴えたようである。ただ、AB間に正式な契約がないという問題がある。また、この事件の背景にはXとBの関係の悪化もあるようである。XとBは不動産の売買のビジネスをし、Xも利益の分配を受けていた。しかし、ビジネスを始めた当初、XとBの関係が良好だったため、[ビジネスの内容について]口頭での合意しかないという問題がある。XがBとの間の合意について主張したとしても、契約書や証拠がないため、[Bに所有権がないことの事実の証明は]難しいようである。Bはブローカーであるため、一時的に所有権を有するにすぎないが、BはAへ所有権を移転することを拒んでいる。そのため、Bの所有権の無効も主張しているとの話があった。

なお、外国人の土地所有はラオスでは認められていないが、資金の融資は認められているようである。外国人との間の融資が紛争になった場合、貸主は銀行ではないため、民事事件として処理される。ちなみにこの事案の外国人Xはラオス在住者であり、海外からの融資ではないとの説明があった。現在、この事件の審理は裁判所に係属しているが、外国人が関与しているためどうなるか分からないようである。

この事案の問題は、Xから借りた金をどう返済するかという点にあるとV弁護士は考え

ているようである。V 弁護士の個人的な見解としては、外国人 X に土地の所有権を認めた方がいいと考えているようである。しかし、ラオスでは外国人の土地所有が認められていないため、その解決策が採れないという問題がある。

この問題と関連して、ノミニー制度も話題に挙がった。ラオスでは、コモンローの国のようにノミニー契約は認められず、法律に基づく合法的な所有しか認められていない。例えば、車の場合、車の登録者が合法的な所有者である。しかし、建物の登記がラオスにはないため、建物の所有者の証明は難しくなる。現在、外国企業が土地を借りて、ビルを建設しているが、ビルの所有権の帰属を巡って問題になることがある。建物の所有者の判断にあたっては、建設の利益を誰が享受しているのかという観点から決するようである。

他の民事事件として典型的なものとして、交通事故、労働紛争、相続が挙がった。土地の紛争では、相続に関係するものも多いようである。労働紛争では、解雇を巡る争いがよく持ち込まれるようである。なお、V 弁護士は会社側の代理人として活動する場合、労働者側の代理人として活動する場合、双方の経験があるようである。

### (3) 弁護士事務所の職員について

現在、P 法律事務所には、弁護士が 3 人所属している。弁護士は全員ラオス人である。アシスタントが 3 人おり、うち 2 人は外国人（韓国人と日本人）である。韓国人とラオス人のアシスタントはインターン弁護士でもある。

### (4) 法律相談について

ラオス人と外国人の法律相談の割合について質問をしたところ、95 パーセントは外国人からだと言った。相談に来る外国人の中心はラオス進出企業である。パクセーやサバナケートに経済開発特区（Special Economic Zone、以下 SEZ）が設置されているからである。日系企業からの相談もある。

個人からの法律相談の場合、家族を巡る紛争や刑事事件（特に薬物犯罪）がある。

### (5) 業務内容について

企業に対するコンサルタント業務と訴訟の双方を行っているが、コンサル業務が 60 パーセントである。忙しいため、訴訟は 40 パーセント程度である。コンサル業務として、よく行われるのは企業法務である。具体的には、会社の設立やコンセッション契約の締結などである。ラオス法の特定の問題について法的な観点から質問を受けることもある。例

例えば、租税関係やローン、プロジェクトファイナンス、デューデリジェンス、株式の移転、ライセンスなどである。

#### (6) 法律情報の公開について

例えば許認可の取得にあたって必要な情報は提供されているか、法情報の公開は十分か質問したところ、投資家から再質問されることがある。個人的には、その情報が真実で、信頼できる十分なものか疑問があるようである。省庁間で意見が食い違うこともあり、複雑で混乱している。例えば、コンセッションの管轄は投資計画省 (Ministry of planning and investment) である一方で、会社の設立登記は商工省 (Ministry of industry and commerce) が管轄である。商工省で会社の設立登記が認可されたため、投資計画省に行ったところ、投資計画省から「違う。投資計画省で登録しなければいけない」と指示されたという話があった。省庁間をぐるぐる回らなければならないこともある。このような問題の解決のために、V 弁護士は、クライアントから何をするつもりなのかよく話を聞くようにしているとの説明があった。ラオスでは外国人に対して許されるビジネスが限定されているため、投資家にどこから始めるべきか経験に基づいてアドバイスをしているとのことであった。2 つの省庁に行き、情報を確認し、意見を述べられたとしても、法律上どちらの省庁に権限があるのか判断するのに苦慮する場面もあるようである。

#### (7) 法律の解釈について

どのように法律を適用するかという点が重要であるが、ラオスの法律は不明確な場合も多い。JICA の支援で作成されたコンメンタールを読むことがある。こういったコンメンタールは法解釈に役立っているというコメントがあった。時々、解釈をめぐる議論をすることもあるが、誰も答えられない。

なお、ラオスでは他の国とは違い、裁判所ではなく議会に法律の解釈権がある。しかし、議会は実務についてまでは知らない。現在、議会はベトナム政府と合同で法解釈に関するワーキング・グループを設置したという話が紹介された。しかし、実際に活動が始まっているのかどうかまでは分からず、現在でも法解釈が難しいことには変わりがないようである。

司法省等に法解釈について問い合わせをすることがあるが、正しい解釈かどうか保障はされていない。実務上、最適な解釈であることを心がけているようである。



#### (8) 許認可について

ヴィエンチャンと地方で許認可の時間に差があるか質問をしたところ、地方の方が遅いという回答があった。もっとも、ヴィエンチャンでも差があるとの説明があった。その理由は投資開発省に許認可の管轄権がある場合とヴィエンチャン首都に管轄権がある場合の2つのケースがあるからである。投資開発省に管轄権がある場合、許認可の事務処理期間は早い、そうでない場合は遅いようである。例えば、投資家が書類を用意して、処理がされるまで投資開発省の場合1ヶ月かかるが、ヴィエンチャン首都の場合、2ヶ月から3ヶ月かかる。その他の地域の場合6ヶ月かかることもある。担当機関によって事務処理期間に差が出る理由として、中央は法的知識を身に付けている人が多いが、地方の場合独自に解釈することを恐れるからではないかと説明があった。

#### (9) 和解について

訴訟前と訴訟中和解を勧めることがあるか質問をしたところ、和解を勧めているが、ラオスの文化上和解に至ることは珍しいとの回答があった。裁判所に持ち込まれる事件の多くは、訴訟前に和解が成立するよう尽力した事案がほとんどで、その中で和解が成立しなかった事案について訴えが提起されていることが背景にある。紛争の解決までに2年から3年かかると説明をしても、和解が成立しない事案は成立しない。訴訟前に和解は成立することもあるが、訴訟後は難しいようである。なお、村の仲裁に行き、ここで和解をするようである。

#### (10) 紛争の傾向について

裁判所に持ち込まれる紛争の数は増加傾向にある。外国投資関係のものが多く、正式な契約書が作られないまま、ビジネスが進む場合もあるようである。ビジネスを早く進められるというメリットはあるが、こういったことが紛争の原因になっているようである。ヴィエンサワン弁護士によると、裁判官の実感としても紛争は増加傾向にあるようである。民事事件では土地関連の事件が増えている。刑事事件では薬物犯罪が増えているとの説明があった。家族関係の事案も増えており、離婚に伴う財産分与が多いようである。

#### (11) 裁判所に対する信頼について

ラオスでは裁判所に対する信頼は高いとの回答があった。裁判所だけが紛争を解決できるという理解を共有しているからだと説明された。汚職もないわけではないが、それでも信頼できるようである。裁判官は何度も考えるため、お金を払ったところで判断が自分の思い通りになるわけではないからである。もっとも、外国人はラオスの方が有利ではないかと考える外国人もいるが、外国人も保障されているとの話があった。

## (12) 小括

P 法律事務所を通じて、ラオスの法律実務の一部を知ることができた。訴訟案件も多種多様であり、外国人が関わる複雑な法律事件も起きていることが分かった。現在は海外進出企業からの相談が中心のようであるが、今後、経済発展に伴いラオス人からの法律相談が増えるかどうか、継続的な調査が必要である。法律情報の共有や法解釈のあり方には依然課題があることが分かった。法情報に対するアクセスが制限されている中で、JICA が作成したコンメンタールが実務上役立っているという反応があった。こういった法情報に対するアクセスの支援に対する潜在的なニーズは高いと考えられる。支援を強化していく分野だと考えられる。

また、他の国とは違い、裁判所に対する信頼が比較的高いという点は非常に興味深かった。司法に対する信頼をどう確保するかという点は法整備支援における重要な課題の1つである。ラオスの反応は今後、司法に対する国民の信頼をどう向上させるかという意味で参考になるであろう。他の弁護士や企業等に対するヒアリングを通じて、ラオスにおける司法に対する信頼度の継続的な調査が必要だと考える。

## 6 内務局

### (1) 調査概要

2016年3月30日(水)、14時10分から16時に、スィーコータウン郡(一般にスィーコー郡と略称される)事務所(内務省〔国レベル〕・内務局〔県レベル〕・郡政府事務所)において、インタビュー調査を行った。インタビューに応じてくれたのは、S1氏(内務局長。女性)、S2氏(職員。男性)、S3氏(技官。女性)、S4氏(ヴィエンチャン首都第1区〔ケート〕検察事務所副所長。男性)であった。インタビュー側は、松尾弘、深沢瞳、B、F、また、民法典起草プロジェクト・メンバーから、L1、L2、L3、L4(女性)が参加した。通訳はFが行った。



写真 6 スィーコータウン郡の内務局郡事務所

(2) 婚姻登録について

婚姻については、ラオス人とラオス人およびラオス人と外国人で手続が異なっている<sup>7</sup>。婚姻登録を行うのは、ラオス人とラオス人の婚姻のみである。ラオス人と外国人との婚姻は、承認の手続はあるが、ラオスでの婚姻登録は行わない。

ラオス人とラオス人の婚姻の場合、通常のプロセスとしては、当事者間でプロポーズが行われ、結納が授受され、当事者間に特に問題がなければ、結婚式を執り行い、郡事務所で婚姻申請のための書式（2万5000キープ×2通）を購入し、記入して、村長の所にもってゆく。村長のサインをもらい、両当事者の居住地を管轄する郡事務所の何れの事務所に婚姻登録を申請するか（何れでもよい）を決める。それを郡事務所に提出し<sup>8</sup>、3業務日以内に婚姻登録するものとされており、婚姻証明書が発行される。

申請に際しての必要書類は、申請書書式（村長のサインがあるもの）、住居証明書、独身

<sup>7</sup> 婚姻の手続については、ラオス人とラオス人およびラオス人と外国人のケースについて個別に行ったインタビュー調査の結果を別途記載する（後掲\*1、\*2参照）。

<sup>8</sup> なお、なお、休日には申請書を提出できない。

証明書、婚姻申込証明書、サムヌコア、健康診断書（法律が婚姻を禁止している疾病に罹患していないことの証明のため）等である。

婚姻が成立する具体的なプロセスとしては、例えば、――

①3月1日に婚姻登録申請書に村長のサインをもらい、

②3月8日に当事者が郡事務所に婚姻の申請をし、

③3月10日に婚姻証明書（郡事務所長のサインがあるもの。1万5000キープ）が発行され、

④3月11日に婚姻登録簿に婚姻の記載がされた場合、

3月10日が婚姻成立日となる。

その背景には、婚姻そのものが、両当事者の合意と登録によって成立するというよりは、婚姻証明書の発行権限をもった者（郡事務所長）のサイン＝官庁による婚姻承認によって成立するという考え方があるものと考えられる。

婚姻・離婚を記載した登録簿（各事実の証明の日付順）は郡事務所に保管されている。申請書と関連書類はその写しをファイルにして保管している。

ちなみに、出生・死亡については、登録は公安警察が管理している。証明書の原本は何れも家族が保管している。郡事務所では、出生・死亡についての要点を抜き書きした記録簿を郡事務所で保管している。

#### \* 1 ラオス人とラオス人の婚姻の例

婚姻をしようとする当事者は、婚姻申請書（通常、村長が両家族の正式な話合日に参加し、その書式を持参し、男女両側の両親ならびにその証人、および村長が署名した申請書。日付が入っている。下記の例では、200\*年2月3日）を郡内務局に提出し、婚姻証明書の発給を請求する。郡の内務局長が必要書類を確認し、要件を満たしていれば、婚姻に「同意」し、婚姻証明書を発行する。そして、当事者は郡内務局長が「署名した日」から夫婦になる（【婚姻証明書の記載例】下線部参照）。

村長のサインは、当事者の依頼により、お日柄のよい日（または結婚式の日）を記入してもらおう。もっとも、ラオス国民の意識としては、結婚式の日を婚姻した日と考えるのが一般的である。

婚姻により、夫は妻の（両親の）サムヌコアに入ることが多い。サムヌコアは、郡の公安警察が管理している。これは、①選挙に際しての登録の根拠、②居住証明（就職、進学、

パスポート取得、車の購入等のために必要)の根拠となる。

【婚姻証明書の記載例】<sup>9</sup>

ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主 統一 繁栄

ヴィエンチャン首都

第\*59号

チャンタブリー郡

日付:201\*年3月19日

婚姻証明書

2008年7月26日付第05号/国会 家族法に基づき

2009年11月27日付第12号/国会 家族登録に関する法律に基づき

201\*年2月3日付の婚姻申請書に基づき

郡内務局長が以下の事項について同意した:

現在ヴィエンチャン首都, シサッタナク郡, P村\*番地に住む,

生年月日19\*\*年\*月\*日, 民族:ラオ, 国籍:ラオス, 職業:\*\* \*\* \*\*の

\*\* \*\* \*\* \*\* \*\*氏, 及び現在ヴィエンチャン首都, チャンタブリー郡, S村\*番地

に住む, 生年月日19\*\*年\*月\*日, 民族:ラオ, 国籍:ラオス,

職業:事業の\*\* \*\* \*\* \*\*氏への婚姻証明書を発行することに同意した。

彼らはこの署名した日から合法的な夫婦になる,

したがって, その証拠としてこの婚姻証明書を発行した。

郡内務局長

[内務局の印鑑および内務局の署名]

[内務局長の氏名]

\*2 ラオス人と外国人の婚姻の例

ラオス人と外国人が婚姻するためには、「ラオス国民と外国人の間の婚姻に関する首相令」(1994年12月19日。198号/NY)により、13種類の書類の提出が必要である。すなわち、――

①婚姻申請書(各自1通), ②履歴書(各自1通), ③住居証明書(各自1通), ④IDカード, パスポート等の写し(各自1通), ⑤独身証明書(各自1通。外国人の場合は在ラ

<sup>9</sup> この婚姻証明書の翻訳に関しては、マノデート・チュンタボン氏のご協力を得た。記して謝意を表する次第である。下線は筆者によるものである。

オス大使館で入手), ⑥健康証明書 (各自 1 通), ⑦無犯罪証明書 (各自 1 通。外国人の場合は母国で入手。日本人の場合は都道府県警察), ⑧顔写真 (4 cm×6 cm。各自 3 枚), ⑨外国人の収入証明書, ⑩離婚した場合にはラオス人女性を本国に帰国させることを保証した書類, ⑪ラオス外務省を通じて, 外国人の母国の大使館または領事館の意見書, ⑫外国人に対するラオスの県・都警察の意見書, ⑬外国人に対するラオスの県・都の司法局の意見書,

である。

このうち, ⑫, ⑬の取得が難しい。また, これらの書類にはラオス語の翻訳を付さなければならぬ。それを翻訳会社に依頼すると, 時間と費用がかかる。

これらの書類を郡警察に提出し, 受理された後, 約 1 か月後に郡警察から召喚があり, インタビューが行われる。郡警察のインタビューでは, 何時から恋人同士になったか等, 2 人のなれ初めについても質問される。その結果に基づいて, 県の司法局から婚姻の許可証が発行される。最後に, 外務省の担当局に, 両当事者各々 3 人の証人とともに赴き, 持参したワインで乾杯して, 一連の手続が終了する。

申請日から許可日まで, 約 8 か月から 1 年かかるといわれている。その手続を業者に依頼して進めると, 約 3000 ドル要するといわれている。

### (3) 離婚登録について

当事者の任意による離婚 (協議離婚) については, 村長による証明書類等の書類をチェックし, 問題がないと判断した場合は, 確認したうえで登録し, 離婚証明証を発給する。

これに対し, 当事者間で離婚に不都合であることが明らかであったり, 離婚意思は合致しているが, 夫婦財産の分割について争いがある場合は, 裁判を勧めている。

離婚の手続は, 村落調停を行い, 不調の場合には 3 か月後に再度調停を行い, さらに不調の場合には 6 か月後に郡事務所で書式を購入して, 郡事務所に離婚の申請をする。そこには, 調停 (不調) の記録, 子の養育方法等について記載される。

離婚の申請書は, サムヌコアが存在する郡の事務所に提出する。例えば, スィーコー郡の事務所で婚姻登録したが, パクセーに移転し, サムヌコアも移転した場合は, 離婚の際にはパクセーの郡事務所に申請しなければならない。

離婚の申請に際しては, 申請書に村長のサインが必要であり, 居住証明書とともに, 郡事務所に提出する。郡事務所はこれをチェックしたうえで, 当事者を面談のために召喚す

る。面談に際しては、離婚意思および夫婦財産（共有）の分割についても確認する。

郡事務所長がサインした離婚証明書（2万キープ）の発給日が離婚の成立日である。申請書の受理日から3事業日以内に証明書が発給されることになっている。郡事務所長が不在の場合は、副事務所長がサインする。

#### （4）出生登録

出生登録のためには、両親が書式を購入し、村長および3名の証人のサインおよび病院のサインを得て、登録を申請する。その後、出生証明書（かつてはラオ語、英語があったが、現在はラオ語のみ）が発行される。そのコピーが各郡の警察事務所に送られる。

その後、サムヌコアの記載およびIDカードの発行を申請する。これは、各郡の警察事務所に対して行われる。

出生登録に関しては、ラオス人同士の子については問題ない。ラオス人同士の子であるが、両親が婚姻していない場合（ルークスー）は、父の認知が必要である。登録は、母のサムヌコアに登録する。出生証明書には父の名前は書かれない。その場合、父は裁判を経て父であることを確認できる。その判決があれば父の名前を書くことができる。

ラオス人と外国人の子については、大使館の承認証が必要になる。

#### （5）死亡登録

申請者（死亡した者の家族登録サムヌコアに登録された者）が書式を購入し、死亡した人、場所等を記載して、郡事務所に死亡登録を申請する。死亡証明書が発行され、そのコピーが各郡の警察事務所に送られる。この証明書（およびサムヌコア）により、相続を理由とする銀行口座からの預金の払戻し等が可能になる。死亡した者がサムヌコアから削除される。

### 7 補論：開発エリアについて

2016年3月28日、ヴィエンチャン市内で開発中の「THATLUANG LAKE CITY NEW WORLD（以下新天地）」を視察した。ラオス人は、“New City”や“New World”と呼んでいた。新天地は中国企業が開発しており、入口付近には中国とラオスの国旗が掲げられていた。敷地内を囲むフェンスの完成予想図を見ると、将来的にはショッピングセンターやオフィスがある「街」のようなものの開発を目指しているようである。2016年3月28日

当時、コンドミニアムや住宅の一部が完成していた。朝日新聞の報道によると、20万ドル以上の部屋を購入すると「もれなく永住権」が付いてくるようである<sup>10</sup>。もっとも、この永住権はコンセッション契約に基づくものであり、実際にはコンセッション契約の最大許容期間である99年という話である。



写真 7 新天地の入口。中国とラオスの国旗が掲げられている（写真右、2016年3月28日撮影）



写真 8 新天地内の完成したコンドミニアムと住宅（2016年3月28日撮影）

---

<sup>10</sup> 大野良祐、『ラオス・ヴィエンチャン「縦」に延びる中国』、朝日新聞、2016年3月20日、日曜版 GLOBE。





写真 9 新天地の完成予想図。真ん中の湖（THATLUANG LAKE）を囲むようにコンドミニアムやオフィスなどを建設する予定のようである（2016年3月28日撮影）。



写真 10 新天地内のメインストリート（2016年3月28日撮影）。

中国企業によるラオスの開発は目覚ましいものがある。ヴィエンチャン市内でも、2012

年に ASEM が開催された際、各国首脳滞在用に建設されたコテージ群・通称「ASEM 村」やショッピングモール、ホテルなどが開発されている。最近では、ヴィエンチャン首都郊外にも SEZ が設置された。こういった事象だけ見ると、経済開発が進んでいるように見える。しかし、SEZ は別として、コンドミニアム等の施設に対する国内需要があるという印象は得られなかった。

何人かのラオス人に新天地の話聞いてみたところ、その存在は知っているようであるが、興味はなさそうだった。ショッピングモールも約 70 店舗の入居が可能にもかかわらず、わずか 2 軒しか営業していないという話があった。また ASEM 村のコテージは ASEM 終了後、一般販売されている。しかし、その販売も芳しくないようである。ラオス人の微妙な反応の要因の一つとして、物件の価格や賃料の高さが挙げられる。ラオス人の受け止め方は総じて「どこか遠い場所の話題」というものであった。今のところ、これらの物件の主な販売相手は外国人ということになるが、ラオスでは外国人の土地所有権が認められていないし、最大で 99 年の「永借権」しか認められていないことを鑑みると、こうした物件に居住目的で購入する場合、かなりのリスクが伴うであろう。また、国内需要の低さを考えると、投資目的であっても手を出しにくい。

外国企業による直接投資は経済発展を進めていく 1 つの重要な要素ではある。しかし、外国人頼みの経済開発には限界がある。国内需要が育たないまま、開発だけ進めていった場合、産業や街の空洞化を招きかねない。重要なことは、国民を巻き込んだ形での開発のあり方を模索することである。このことはラオスに限らず、インドシナ各国が抱える共通の課題だと考えられる。

### III 総括と展望

#### 1 ラオスにおける民事紛争について

今回の調査では、裁判所と法律事務所の双方の側から、すなわち、裁く側と裁かれる側から、最近頻発する紛争事件の傾向等を聴取することを通じ、民事紛争の実態が次第に明らかになった感がある。とりわけ、外資を中心に急速な投資が進み、都市開発が活発化し、様々な資金需要と地価（土地使用権価格）上昇が生じていることを背景とする紛争が如実に現れていることが確認できた。土地の権原をめぐる紛争、貸金返還をめぐる紛争、譲渡担保権の実行をめぐる紛争等はそれを如実に物語っている。これに関連して、譲渡担保権

の設定者Aと、譲渡担保権者Bから譲渡等の処分を受けた第三者Cとの紛争も顕在化しつつあり、第三者関係をめぐる法的規律が求められ始めていることも、極めて注目すべき動向である。市場取引の発展プロセスにおける第三者保護規範の形成問題として、開発法学の観点から看過できない動きである。

また、コンセッションによって取得した土地上に建設された建物の譲渡に伴う、土地権原の変動に関する法的ルール、貸金が一部しか返済されなかった場合の利息と元本の充当ルール等、新たな取引実態の生成に実体法ルールが追いついていない現象も確認することができた。このことは、民法典制定の必要性を再認識させるものでもある。

こうした紛争形態が現れ、紛争事件数が増えているにもかかわらず、和解による紛争解決数が増えていないという現象の背景事情も興味深い。これについては、裁判に先立つ調停前置制度によって解決されている面もあるが、いったん提訴したからには、和解に応じることを善しとしない傾向がある旨の指摘もあり、当事者の法意識のレベルでのさらなる探求を要する問題である。

## 2 裁判制度の現状について

ラオスでは、裁判所に対する信頼度が比較的高いことが確認できたことは、興味深い結果であった。その背景事情として、最高裁をはじめとする司法部内の活動が注目される。

もっとも、裁判官の定期的な移動が制度化されていない等、今後司法制度改革に向けて話題になると予想される点も確認することができた。

さらに、倒産事件、知財関係事件に対しては、実体法・手続法両面での整備の必要性とともに、裁判所の体制整備が急務になっているようにも思われる。その他、交通事故をめぐり紛争解決の課題、解雇・最低賃金・雇用における男女の機会均等、その他の紛争実態と裁判制度の対応については、さらなる調査が必要であると思われる。

## 3 家族法の動向について

家族事件においては、離婚や離婚に伴う夫婦財産の分割、子の監護等が最も頻発する紛争問題として挙げられている点も、看過できない。それがラオスの伝統的な家族観にどのような影響を与えるか、さらに、そのことがラオスの伝統的な村落共同体(コミュニティ)の現状にどのような影響を与えるかは、継続的な分析と考察に値する重要問題である。

現行法における婚姻・離婚の手續からみる限り、婚姻・離婚の成立と効力発生が国家機

関の承認に依存していることを通じ、家族関係の形成に対する国家の関与度が比較的強いように思われる。この制度的特色が、今後どのように変容してゆくかは、やはり注目すべき問題である。

#### 4 弁護士会の活動について

法的紛争解決における裁判官の役割の大きさ、および裁判所に対する信頼度の高さととは裏腹に、弁護士会の活動や司法制度における位置づけは、今なお萌芽的かつ流動的であるようにもみえる。弁護士会は、今やそのアイデンティティの確立を模索し始めているように思われる。裁判官が積極的な訴訟指揮や証拠収集を行い、検察官がそれを補うことによる職権主義的な紛争解決を行う反面、弁護士がクライアントの権利の保護・実現のために自ら積極的に証拠収集や弁論を行うインセンティブを抑えていることも考えられる。

また、これに関連して、現時点では、法令の解释权が国会に留保されていることが、法解釈を通じてクライアントの権利を擁護・実現すべき弁護士の活動を抑制していることも考えられる。

もっとも、これらの点を改善するためには、法解釈方法論を含む、法律学の発達が不可欠である。このことは、今後、法学教育の制度的改善、とりわけ、法律系大学に期待される役割の大きさを感じさせる。

#### 5 法律系大学の現状と課題

ラオス国立大学法律・政治学部のカリキュラムは、それ自体バランスのとれた、充実したものであると見受けられる。もっとも、各科目に関する教材については、いまだ十分でないという認識も示されている。特に実定法科目では、法解釈方法論を含む法律学の展開が、今後ますます重要になってくるものと思われる。その現状については、今後さらに調査を進める余地がある。さらに、カリキュラムに従い、実際、どのような教材をもち、どのような授業が実践されているか、そこではどのような問題が生じているかについても、さらに調査・分析する必要がある。その点については、大学間の協力のあり方についても模索する余地があるように思われる。

#### 6 インクルーシブな発展に向けての課題

ヴィエンチャンをはじめとする都市で急速に進む商業施設やコンドミニアム等の開発は、

ラオス経済の1つの重要な牽引役であるとともに、経済格差、環境問題等を発生させる原因にもなりつつあることが懸念される。特に現在の開発ツールとして頻繁に見られる「ゲイテッド・コミュニティ」型の開発の増加は、ラオスの一般国民の関心からは相当に遠いところにあるようにも思われる。それは、本調査研究の基盤にある私たちの問題意識である、どのようにしてインクルーシブな開発を可能にするかという理念とどのように調和するものかについて、さらに検討する必要があるように思われる。私たちが接したラオス国民の冷ややかな反応——「ふうん、私たちには関係ないわ」——は、今後ラオスの発展の持続可能性を考慮に入れると、気懸かりな動向にも見える。

もっとも、同様の傾向は、ベトナムやカンボジアでも見出される。また、開発のパターンはけっして一様ではない。今後、多くのラオス国民がどのような形で発展へのインセンティブをもちうるか、注意深く考察を続ける必要がある。